

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

9条の会 ニュース No.35 2013年6月発行

〒300-2667 つくば市中別府591-7

電話/Fax 029-847-3884

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

第14回講演と対話のつどい

2013年4月21日：小野川交流センター

シンポジューム「憲法の危機に、どのように立ち向かうか」

基調報告 「安倍政権の成立と改憲の危機」

緒方章宏 氏（研・学9条の会、茎崎9条の会）

パネリスト報告と全体討論 司会 福本貞義氏

長田満江氏（憲法9条の会つくば）、本間博幸氏、中村一氏（KEK九条の会）、
小滝豊美氏（学研労協）、竹森信氏（産総研平和の会）、澤田紀一氏（研・学9条の会）



第14回講演と対話の集い「憲法の危機に、どのように立ち向かうか」の記録*

2013年4月21日(13時30分~16時30分) 小野川交流センター 会議室で開催、司会は福本貞義さんが担当されました。

I 開会の挨拶

山本千秋 氏

全国に7,000ある9条の会と連帶して、私達の運動もひと皮むいて大きく発展させる時期にきていると思います。美しい国づくりをスローガンにして第1次の安倍内閣が登場したのは2006年9月でした。私達の研・学9条の会が発足して半年たらずというタイミングでありました。それから1年もたたないで政権をなげだしたというのはご承知の通りですがわずかの間に安倍内閣は何をしたのか。まず、現在の日本国憲法とセットで戦後教育のバイブルといわれている教育基本法を改悪しました。これは内閣を作つて3ヶ月の間にやつた。それから防衛庁を防衛省に昇格させるということを実現し、それから更に憲法改悪に道をつける国民投票法も通します。わずか1年の間にこのようなことを安倍内閣はやりました。こうしたテンポを考えますと、まもなく行われる参院

選での安倍内閣の動向は全く油断のならない状況にあります。

本日の集いはいつも行われています外部から講師を依頼して講演いただき質疑・討論する形式を少し変えました。私達の研・学9条の会の内部の賛同人のメンバーで各分野で活躍している人が基調報告とパネリストになって頂く、そして自分達のこれまでの活動を振り返りつつ、何よりも今日のテーマにあるように「憲法の危機にどのように立ち向かうのか」ということを考えていきたいと思います。知は力なりという言葉がありますように学ぶことは極めて大切ですが、おこりつつある危機に対してどう動くのかが今問われていると思います。基調報告、パネリストの報告、そして会場からの討論を通して答えを探り出すために皆さんのが熱心な討論を心からお願いして開会の言葉と致します。

* 集会の記録は当日の録音から、武田潔氏が文章化し可能な限り発言者に確認して世話人会でまとめました。

II 基調報告

緒方章宏氏(研・学9条、茎崎9条の会)

1. 安倍政権の憲法改正は「日本国憲法に基づく戦後体制

からの脱却」である

憲法9条改悪にどう立ち向かうかがテーマでありますので、安倍政権の憲法改悪を阻止するために我々はどうに考えなければならないかと言うことを話したいと思います。昨年暮れの総選挙で第2次安倍内閣が発足しました。この安倍内閣の成立によって、改憲の危機が急速に増してきているのではないかと思います。彼は持論として「戦後レジームからの脱却」を第1次安倍内閣の時にも言っておりました。私は安倍さんの言う戦後レジームからの脱却と言うのは、戦後日本を支えてきた日本国憲法に基づく憲法体制から脱却することだと考えています。このところ安倍さんに対する支持率は非常に高くなっています。それもある意味で憲法改正の危機を高めていると思うのですけれども、ただ安倍さんの人気が高いのは円安と株価が上がっているという経済問題で支持率が上がっている。憲法問題は選挙が終わるまでは争点にしないということから、経済優先で憲法問題には余り触れないでいました。ところが、この夏参院選挙が予定されていますけれども、安倍さんは、最近になって参議院選挙では憲法改正を争点にすると言い出していますし、自民党幹事長の石破さんも憲法改正を今度の参院選の争点にすることをはっきり言っています。今までになく、憲法改正の危機が迫ってきたと思います。同時に昨年暮れの選挙でいわゆる護憲勢力が議席を失いました。社民党に至っては、議席数が足りないため憲法審査会からはずされました。憲法審査会には護憲政党としては共産党しかいない。それ以外の政党は全部改憲政党で占められている。そうした護憲政党が弱体化していることも憲法改正の危機に拍車をかけていると考えてよろしいのではないかと思います。もうひとつは維新の会の動きです。維新の会は、どうやら関西地区だけで人気があるようで、他の地方ではやや頭うちになっていると言えますが、ただ 維新の会の共同代表である石原慎太郎氏ははっきりと憲法を壊すという壊憲、すなわち日本国憲法を破棄すべきであると言っています。3月に維新の会が政党としての綱領を発表しましたが、綱領では「今の日本国憲法は日本を孤立と軽蔑の対象におとしめ、絶対平和という非現実的な共同幻想を押しつけた元凶である占領憲法」と位置付けて、「この憲法は廃棄して新たに国家、民族を真の自由に導き、国家を蘇生させる」としています。この後も、石原慎太郎氏は記者会見や国会での発言で「日本は軍事国家であるべきだ」とも言っている。こうした最近の動きは、ただ単に維新の会が怖いだけでなく、北朝鮮、中国尖閣諸島問題などに対する政府の対応を見ますと、へたをするところした考え方が一般国民の間に少しづつではあっても浸透していくようなそういう危険性があるのではないか。中国に対して弱腰なのは今の憲法があるからなのだ、だから憲法を改めて日本も軍隊を持つべき



だ、そうすれば中国と互角に戦えると言う世論の高まりを危惧しています。次に憲法改正の環境つくりですが、防衛大綱の見直し、集団的自衛権の見直し、武器輸出三原則の緩和、この三つはいずれも憲法に直接関係していること、憲法の平和主義に直接かかわる事項です。これらについての最近の動きは、憲法を改正するための条件つくり、あるいは環境つくりをしているととらえることができます。

2. 憲法は立憲主義思想に基づいて制定されている

自民党の憲法改正草案は大変雑なものです。何で改正するかということを簡略にまとめた「憲法改正Q&A」(以下Q&Aとする)では、改正の目的について、「現行憲法は、占領下作られたため国民の自由な意思が反映されていない。自衛権の否定ともとれる9条の規定など問題が多い」から改正するとしています。これらを読みますと、草案のいくつかの問題点が浮かび上がってくる。世界3月号に掲載された憲法改正についての各論文も今回の自民党案の特徴について立憲主義を否定している、復古主義である、基本的人権について制約を加えようとしているなどを挙げています。これについては私も同感です。

自民党の憲法改正草案を見ていきますと、先ず立憲主義の否定、我々国民の基本的人権を守ることを 国家に義務付けする思想を立憲主義といい、多くの国の憲法は立憲主義思想に基づき制定されています。ところが、自民党の憲法改正法案では、明らかに立憲主義を根本から否定しようとしています。たとえば現行憲法に規定されている憲法尊重擁護義務(99条)は私達国民ではなく、国会議員を始めとして政治を握る者に対して憲法を守りなさいと義務づけています。ところが、改正草案の第102条では「国民は憲法を守らなければならない」と国民の尊重擁護義務と規定しています。もうひとつは基本的人権の本質についての規定、現行憲法97条は「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と規定していますが、自民党憲法改正草案では全文削除してしまいました。かわりに「人権は公益、公共の秩序のもとでは制限できる」としています。自民党の憲法草案は立憲主義と言う近代以降、どの国の憲法も思想的に支えてきた立憲主義的思想を根本から否定しています。

3. 日本国憲法は世界のモデルになる憲法である

Q&Aに書いてあるのですが、現行憲法は国民の自由な意思でもって作ったものではない。だから 国民の意思で、あらためて憲法を作りなおそうと言うのが自民党の基本的な考え方です。たしかに日本国憲法の原案は、当時の日本を占領していたGHQが日本におしつける形で作られていますが、その当時、日本が作った憲法草案は明治憲法とほとんど変りの無い憲法でした。それでは戦後の日本にはそぐわない。これ以上日本に対して憲法作りをやらせておくわけにはいかないということで、連合軍がイニシアチブをとる形で憲法草案を作つて、日本の国会で審議し、かなりの修正を加えた上で日本の憲法ができた。そうしますと、自民党が言うように今の日本国憲法は国民の自由な意思が全く入つてないかどうか、実際に国会の審議の中では、例えば連合軍の当初の案では、国会制度については一院制としていたのを、日本では一院制はそぐわないとして衆参両院の二院制を採用した。それから25条の生存権に関することについても日本側の主張でもって変えられている。日本国民の意思が国会を通じてそこに生かされていると考えていいのではないか。日本国民の自由な意思が日本国憲法において反映されていないと言うのは明らかに誤りであると言つていいと思います。

それからもうひとつ、日本国憲法は、長い間一度も改正されていない。だからそろそろ改正してもいいじゃないかと自民党は言っています。これは一般国民の中にもこうした考えを持っている人達がいます。これについては、2,000年5月2日に開かれた参院の憲法審査会で参考人として呼ばれたゴードン・シロタ・ペアテさん(GHQ民生局職員として憲法草案作りに従事)は、発言のしめくくりの所で「この憲法が世界のモデルになる憲法である。だから改正されなかつた。日本国憲法はいい憲法だから変える必要がなかつた。日本はこの素晴らしい憲法をむしろ世界中に広げていかなければならぬ、教えなければならない。」と述べています。

憲法を変える理由に、他の国は憲法を頻繁に変えているではないかということを挙げています。確かにアメリカやドイツなど多くの国は何回か憲法改正を行つてゐる。アメリカ合衆国憲法ではもとの憲法に修正を加えている。たしかに憲法を変えているが、ただ今回自民党が考へているような憲法の根本思想をくつがえすような憲法改正はどこの国もやっていない。それぞれの国の憲法を支えている基本的な原理・原則については変更を加えない、ただ実際に適用する段階でいろいろ問題があるからそのところを修正する形で字句の修正を行うというような改正だけです。今回、もし自民党の憲法改正草案が通るとすれば、日本が初めて憲

法を支えている根本思想を変えてしまうような憲法作りをやつたことになるだろう。

もうひとつ、昨年の暮れに実施された衆議院選挙の議員定数について、裁判所が2回にわたつて違憲、違法判決を出しています。これまで最高裁判所を含めて、裁判所は、衆議院選挙の議員定数は違憲であると判断してきたわけですが、無効とまではいわなかつた。無効にしてしまうと政治的な影響が大きいから無効にしない。しかし、定数の上では違憲であるとずっと裁判所は言つてきた。ところが国会はそれに対してなかなか動かなかつた。それで今回は無効にしたのだろうと考えられます。そうなりますと昨年の衆議院選挙で選ばれた国会議員は違憲・無効な選挙で選ばれた国会議員であるということになります。そうした違憲・無効な選挙で選ばれた国会議員が、憲法改正を論じることも問題になります。

それからもうひとつ、憲法前文は翻訳調であり、品格に欠ける。日本の文化とか歴史などにふれていないではないか、だから憲法を変えるべきであると自民党は主張しているけれども、憲法を読んでいただくと、決して彼らが言うように、今の日本国憲法の前文を含めて各条文が品格に欠けているとはとうてい思われない。むしろ日本国憲法の前文と自民党の憲法改正草案の前文を並べて比較すると、品格に欠けるのは自民党の憲法改正草案の方である。なぜか、自民党の憲法草案前文は余りにも歴史とか、文化とか、公益とかを前面におし出し、これに国民は従えというような、いわば憲法にしばられているはずの国家を前面に押し出して国民と対峙するような文章になつてゐる。これはどう考へても品格ということで言うならば欠けているといわなければならない。また、自民党の憲法改正草案の24条に家族についての条文が新たに付け加えられている(「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならぬ」)。家族のあり方というのは、本来憲法によってどうこうしなさいと規定するようなものではない。あくまでも倫理的、道徳的な問題で、子が親を敬うようなことを憲法で国民に対して義務づけるような性質のものではない。もし、これを強行すれば特に女性に対して家庭を守りなさいということで、例えば高齢者の介護の問題とか、あるいは障害を持っている人の介護に家族が責任を持てということになれば、國家の責任はどうなるのか、ということになる。これは戦前、日本にあった家制度、家族制度そういうものの復活を言つだしているのではないかと言わざるをえない。

4. 紛争の解決には国防軍ではなく、優れた外交力を持つことである

自衛隊を国防軍にかえる必要があるのかどうか。2005年の自民党の憲法改正草案では自衛軍と言っていたものを今回の改正草案では格上げさせて国防軍としています。はたして本当に今の自衛隊を国防軍にする必要があるかと言うことです。その前に日本は優れた外交力を身につける、そういう政策が必要であって、いきなり自衛隊を軍隊にするというやり方は結果的には周辺諸国に対する警戒感、アジア地域における平和を乱すという結果になるのではないかと思います。特に軍隊ともなれば、軍隊はあくまでも戦争をする事が目的です。戦争というのは殺すことであり、殺される事です。軍隊というのは戦争を前提に成り立っている。軍隊というのは国民に対しても銃を向けると言う事です。ただ、心配なのは尖閣列島問題(竹島や北朝鮮問題も含めて)によって、日本には軍隊が必要なのだと世論が形勢されることに警戒感を持つ必要があると思います。

5. 日本国憲法を学び、語りあい、生活に活かしましょう

その他、緊急事態がありますが、時間がきましたので、今後、憲法についてどのように立ち向かうのかということを話します。私は、「人間の安全保障」ということ、すなわち「国家の安全保障から人間の安全保障へ」という問題について考えてきました。人間の安全保障というのは「人間一人、一人のおかれている情勢に合わせて、安全を考

えて行く。教育や福祉などの手段を通して一人、一人の安全を守っていく、それが結果として国全体の安全につながる」という考え方です。日本国憲法もこの考え方を採用していると考えています。

改憲の動きにどのように立ち向かうかについては皆さまの話を聞いて考えて行こうと思いますが、ただ、次の点は指摘しておきたい。すなわち、このような学習会を活発化させることはいいことですが、単に今日はいい話を聞いて良かったと終わらせてはいけない。このような集会を通して一人、一人が憲法について、自分の生活にひきつけて考えることが必要です。もうひとつは、もう一度日本国憲法を読んでいただきたい。同時に自民党憲法改正草案も読んで、比較してもらいたい。そうしてどこにどういう問題があるか考えもらいたい。先に述べたとおり、この7月に参院選があり、憲法改正問題が選挙の争点になります。9条の会をはじめとする護憲運動が今年は正念場を迎える事になります。とりあえず、安倍さんは96条の改正を優先させるとしています。憲法改正ですから最終的に国民投票にかけなければなりません。このままいったら96条改正を打ち出すでしょう。国民投票をどのように実施するのか、今の段階では分かりませんけれども、いくら国会で安倍さんが憲法を変えたいと思っても、国民がノーと言えば現行憲法のもとではできません。最終的に国民に憲法改正するかどうかの判断がゆだねられています。このことを、心に留めおいていただきたい。

III パネリスト報告

1) 憲法は、対話の力で! 長田満江氏

憲法9条の会つくばの代表5人の1人です。私は運動論だけでいこうと思います。まさに正念場を迎えている。そのことは皆さんと共通した認識だと思いますが、その正念場をどうするかということですが、どれだけ多くの人に日本国憲法を広めることができるか、特に若い人達に憲法を理解してもらうことができるか、憲法が私達の生活、未来に密接につながっていることを理解してもらえるか、そういうことにつきると思います。そもそも私は若いころは運動の話をするのがごくごく当たり前で、毎日話をしていました。学校に行くよりは自治会室へ行くほうがずっと多かった。そういう世代ですけど、今の若い人们ちは憲法そのものを高校時代一度も習ってないとか、あるいは憲法の話をすることを避けようとする。ださいとか、そんな話は聞きたくないとかそういう傾向のあ

る若い人達にどうやって日本国憲法の持つ意味を分かってもらえるか、それが課題である。若い世代の人達に対しては教えるという態度でなくて、若い人達の話をじっくり聞くことが大切です。そのためには彼らが自分で考えていることを話す場を作る事が大事です。若い人たちが、何を考えているのかじっくり話をしに来てもらえばいい、その場を作ることが大切なと思います。ひとつは原発問題に取り組む若い人達が非常に多い。子供を持つお母さん達が、つくば、茨城県、よそでもそうですが活動していますが、その人達をお母さん革命と呼んでいる人がいるくらいなんです。国会前の広場にも今まで組織されていない若い人達がいっぱい活動に出

